

令和4年笠間市農業委員会第6回定例総会

[令和4年6月28日]

-
- 日程第1 議事録署名人の指名
 - 日程第2 会期の決定
 - 日程第3 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について
 - 日程第4 報告第2号 農地の現況等に係る照会に対する調査の結果報告について
 - 日程第5 報告第3号 農地改良行為事業協議書に対する調査の結果報告について
 - 日程第6 報告第4号 農地改良行為事業完了届に対する調査の結果報告について
 - 日程第7 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
 - 日程第8 議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について
 - 日程第9 議案第3号 農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更申請について
 - 日程第10 議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請について
 - 日程第11 議案第5号 非農地証明願について
 - 日程第12 議案第6号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項による農用地利用集積計画の決定について
 - 日程第13 議案第7号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項による農用地利用集積計画（農地中間管理事業、一括方式）の決定について
 - 日程第14 議案第8号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用配分計画案の意見聴取について

本日の会議に付した事件

-
- 日程第1 議事録署名人の指名
 - 日程第2 会期の決定
 - 日程第3 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について
 - 日程第4 報告第2号 農地の現況等に係る照会に対する調査の結果報告について
 - 日程第5 報告第3号 農地改良行為事業協議書に対する調査の結果報告について
 - 日程第6 報告第4号 農地改良行為事業完了届に対する調査の結果報告について
 - 日程第7 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
 - 日程第8 議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について
 - 日程第9 議案第3号 農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更申請について
 - 日程第10 議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請について
 - 日程第11 議案第5号 非農地証明願について

日程第12 議案第6号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項による農用地利用集積計画の決定について

日程第13 議案第7号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項による農用地利用集積計画（農地中間管理事業、一括方式）の決定について

日程第14 議案第8号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用配分計画案の意見聴取について

出席委員

1番	埜 博光君	11番	鶴田英樹君
2番	高野尚夫君	12番	長谷川隆君
3番	青木勝照君	13番	山口忠栄君
4番	石川馨君	14番	小沼祐君
5番	伊藤孝洋君	15番	込山祐一君
6番	柳橋泰君	16番	大橋正義君
7番	入江保夫君	17番	佐藤清章君
8番	長谷川愛子君	18番	田山悦子君
9番	國谷博隆君	19番	永田良夫君
10番	菅井亘君		

欠席委員

なし

出席説明員

農業委員会事務局長	福嶋猛君
農業委員会事務局長補佐	菅谷清二君
農業委員会事務局係長	田村千穂君

午後 1 時 3 2 分開会

開会の宣告

○議長（永田良夫君） それでは、ただいまより令和 4 年第 6 回笠間市農業委員会定例総会を開催いたします。

ただいまの出席委員 19 名、よって、笠間市農業委員会会議規則第 6 条の規定により、委員定数の半数以上に達しておりますので、本総会は成立をいたしました。

議事録署名人の指名

○議長（永田良夫君） 日程第 1、議事録署名人の指名をいたします。

笠間市農業委員会会議規則第 15 条第 2 項の規定により 7 番入江保夫委員、並びに 8 番長谷川愛子委員を指名いたします。

会期の決定

○議長（永田良夫君） 日程第 2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

この総会の会期は、本日限りといたしたいと思っておりますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永田良夫君） 異議なしと認め、会期は本日限りと決定いたしました。

報告第 1 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知について

○議長（永田良夫君） 日程第 3、報告第 1 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知についてを議題といたします。

事務局より報告願います。

○農業委員会事務局長（福嶋 猛君） 報告第 1 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知について、御説明申し上げます。

議案書につきましては、2 ページになります。

番号 1 は、用地買収のため合意を解約するものです。

番号 2、3 は、地権者の都合により合意を解約するものです。この件につきましては、議案書 7 ページ、議案第 1 号の番号 2 で、農地法第 3 条の規定による許可申請が出されております。

番号4は、担い手が耕作をやめるため、合意を解約するものです。この件につきましては、議案書22ページ、議案第8号で、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用配分計画案の意見が求められております。

議案書3ページを御覧ください。

番号5、6は、売買のため合意を解約するものです。この件につきましては、議案書9ページ、議案第1号の番号11で、農地法第3条の規定による許可申請が出されております。

番号7は、農地中間管理事業を利用するため、合意を解約するものです。この件につきましては、議案書20ページ、議案第7号の番号30で、農業経営基盤強化促進法第18条第1項による農用地利用集積計画（農地中間管理事業、一括方式）が出されております。

番号8、9は、農地中間管理事業を利用するため、合意を解約するものです。この件につきましては、議案書21ページ、議案第7号の番号44、45で、農業経営基盤強化促進法第18条第1項による農用地利用集積計画（農地中間管理事業、一括方式）が出されております。

説明については、以上でございます。

○議長（永田良夫君） 以上で、報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知についてを終わります。

報告第2号 農地の現況等に係る照会に対する調査の結果報告について

○議長（永田良夫君） 日程第4、報告第2号 農地の現況等に係る照会に対する調査の結果報告についてを議題といたします。

事務局より報告願います。

○農業委員会事務局長（福嶋 猛君） 報告第2号 農地の現況等に係る照会に対する調査の結果報告について、御説明申し上げます。

議案書につきましては、4ページになります。

番号1は、水戸地方法務局から令和4年5月12日付で農地の現況等について照会がありました。調査地は、議案書に記載されたとおりであります。

この件につきましては、令和4年5月26日木曜日午前9時30分から、御覧の調査委員と事務局で調査いたしました。

場所は、国道50号線の石井の交差点を稲田方面へ進み、約290メートル進み、次の信号を右折し、北西へ約1.2キロメートル進んだところの右側にありました。

現地の状況ですが、令和元年6月に農地法第5条の許可を受けており、太陽光発電施設の敷地であったことから、水戸地方法務局へは5月26日付で非農地と報告いたしました。

番号2は、笠間市長から令和4年5月23日付で農地の現況等について照会がありました。調査地は、議案書に記載されたとおりであります。

この件につきましては、令和4年5月25日水曜日午後2時から、御覧の調査委員と事務局で調査いたしました。

場所は3か所あり、笠間市立病院前にある宮前の信号から、県道杉崎友部線を水戸方面へ約900メートル進み、枝折川にある小原橋を右折し、南東へ約500メートル進んだ先の右側に2筆が隣接してありました。

もう一か所は、常磐自動車道友部サービスエリアの南側を走る県道大洗友部線を西に進み、北川根郵便局の手前を左折し、約270メートル進んだ先にありました。

現地の状況ですが、いずれの土地も耕作されている田であったことから、笠間市長へは5月27日付で農地と報告いたしました。

番号の3は、水戸地方法務局から令和4年5月19日付で農地の現況等について照会がありました。調査地は、議案書に記載されたとおりであります。

この件につきましては、令和4年5月30日月曜日午後3時40分から、御覧の調査委員と事務局で調査いたしました。

場所は、国道355号線の岩間第一小入り口交差点から友部方面へ約80メートル進み、十字路を左折し、西へ約200メートル進んだところの右側にありました。

現地の状況ですが、住宅の敷地であったことから、水戸地方法務局へは5月31日付で非農地と報告いたしました。

番号の4、5は、水戸地方法務局から令和4年5月16日付で農地の現況等について照会がありました。調査地は、議案書に記載されたとおりであります。

この件に関しましては、令和4年5月24日火曜日午後3時55分から、御覧の調査委員と事務局で調査いたしました。

場所は、主要地方道石岡城里線を石岡方面へ進み、俎倉の信号を右折し、主要地方道茨城岩間線を約80メートル進み、丁字路を左折し、西へ約100メートル進んだところの左側にありました。

現地の状況ですが、令和3年11月に農地法第5条の許可を受けており、太陽光発電施設の敷地であったことから、水戸地方法務局へは5月26日付で非農地と報告いたしました。

説明については、以上でございます。

○議長（永田良夫君） 以上で、報告第2号 農地の現況等に係る照会に対する調査の結果報告についてを終わります。

報告第3号 農地改良行為事業協議書に対する調査の結果報告について

○議長（永田良夫君） 日程第5、報告第3号 農地改良行為事業協議書に対する調査の結果報告についてを議題といたします。

番号の1、2について、議席番号7番、16番委員より調査報告を願います。

○16番（大橋正義君） 番号1について、調査の結果を説明します。

6月25日に、調査委員2名と申請人立会いの下、現地調査してまいりました。申請人、申請地、申請目的については、議案書のとおりです。

申請地は、稲田駅から北に約1キロ入ったところです。申請理由は、市道道路事業に伴い、隣接地を用地協力した。道路計画高に合わせ、申請地に建設土砂を搬入し、畑へ転換することで一体的な土地利用を図るとしています。

また、該当地は、今年の4月に農地改良を実施した場所で、約1,000平米の追加の盛土を行うとしています。

北と南側は田んぼ、西側はJR水戸線、東側が道路です。周りの耕作者の田んぼの排水確保のため、ため池を残すよう配慮されており、隣接地への影響はないと見てまいりました。このほかの関係書類も完備されており、許可相当と判断します。以上です。

○議長（永田良夫君） 7番。

○7番（入江保夫君） 番号2につきましては、御報告いたします。

5月25日、指名調査委員全員と届出人、代理人の立会いの下、現地を調査してまいりました。申請地、申請人は、議案書のとおりです。

現地場所は、北関東高速自動車道路、笠間西インターから東に200メートル進んだ、左折したところの4筆です。4筆とも隣接しております。農地改良の理由は、約7メートルの高低差があり、圃場で耕作するためには支障があるため、隣接した山から発生する土を利用し、傾斜をなだらかにしたい旨の申請です。

なお、笠間市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例に関わる確認書の申請を提出し、受付は完了済みです。

隣接地への影響は、東側が道路、西側が山林、南側が畑、北側が畑です。隣接地の地権者へは説明済みで、特に支障はないと判断されます。

以上が現地確認の内容です。御審議をお願いいたします。

○議長（永田良夫君） 御苦労さまでした。

以上で、報告第3号 農地改良行為事業協議書に対する調査の結果報告についてを終わります。

報告第4号 農地改良行為事業完了届に対する調査の結果報告について

○議長（永田良夫君） 日程第6、報告第4号 農地改良行為事業完了届に対する調査の結果報告についてを議題といたします。

番号の1について、議席番号14番、15番委員より報告を願います。

○15番（込山祐一君） 番号1につきまして、調査の結果を報告いたします。

6月25日8時半より、指名調査委員2名で現地を調査してまいりました。届出人、届出

てございます。譲渡人は遠方住まいで、管理とか労力も不足で耕作できませんので、要望に応じておりました。

事業計画等も完備しております。許可相当と判断いたします。よろしく審議のほどお願いいたします。以上です。

○議長（永田良夫君） 御苦労さまでした。

番号の3について、議席番号5番、10番委員より調査報告を願います。

○10番（菅井 亘君） 番号3について、調査結果を報告いたします。

申請場所は、才木交差点から県道日立笠間線を北に1.5キロメートル入った潤沼川の河川を渡りまして、北に大井神社がございます。その隣接地でございます。譲受人は、農業経営規模拡大を図るため、田畑ともに、この議案書の中にある隣接地となっております。

なお、この地域は近い将来、大洲の土地改良工事が計画されております。35町歩の予定ということを知っております。

譲渡人は、農地中間管理機構の売買事業のため県農林振興公社の担当の方と電話で確認をして、現地を見てまいりました。譲受人は、農機具、従業員等そろっております。また、農地の経営計画も完備しております。許可相当と判断いたします。よろしく審議のほどお願いいたします。以上です。

○議長（永田良夫君） 御苦労さまでした。

番号の4から6について、議席番号1番、10番委員より調査報告を願います。

○1番（埴 博光君） 番号4につきまして、調査の結果を報告いたします。

6月25日、指名調査委員2名と代理人立会いの下、現地を調査してまいりました。届出人、届出地等につきましては、議案書に記載のとおりです。届出事由は、所有権の移転による売買です。

場所は、国道50号線金井交差点を城里方面に1キロメートル入った左側のところです。転用の詳細ですが、譲受人は規模拡大のため、譲渡人は譲受人の購入の希望に応えるためとのことです。

譲受人は、専業農家として水稻をはじめ野菜なども栽培しており、機械設備も完備しております。そのほか関係書類につきましてもそろっており、何ら問題ないと見てまいりましたので、報告いたします。

続けて、番号5と6につきましても、調査の結果を報告いたします。

6月25日、指名調査委員2名と代理人立会いの下、現地を調査してまいりました。届出人、届出地等につきましては、議案書に記載のとおりです。届出事由は、所有権の移転による交換です。

場所は、国道50号線笠間自動車学校交差点の近くです。転用の詳細ですが、農業経営安定のため自家隣地の耕作地を譲り受けたい。所有者は、相手方の希望に応えたいということで、今回の交換ということで2件続けております。

そのほか関係書類につきましてもそろっており、何ら問題と見てまいりましたので、報告いたします。以上です。

○議長（永田良夫君） 御苦労さまでした。

番号の7について、議席番号7番、16番委員より調査報告を願います。

○7番（入江保夫君） 番号7につきまして、御報告いたします。

6月25日、指名調査委員全員、推進委員、譲受人立会いの下、現地を調査してまいりました。届出場所及び譲受人、譲渡人は、議案書に記載のとおりです。

現地場所は、JA常陸笠間支店の南側の水田地帯の水田です。申請圃場は、譲受人、譲渡人が共同義人になっており、今回、譲受人が譲渡人から購入したものです。購入目的は、作業効率を図るためです。

現在、水稻が栽培されており、農業機械及び施設については、十分栽培できる規模になっておりますので、特段問題はないと思われまます。

以上が現地確認内容です。御審議をお願いいたします。

○議長（永田良夫君） 御苦労さまでした。

番号の8、9について、議席番号4番、11番委員より調査報告を願います。

○4番（石川 馨君） 番号8番につきまして、調査の結果を報告いたします。

6月22日に、調査委員2名にて申請者宅に行きまして、話を聞きました。この案件は、議案書にありますように、父より子への贈与であります。

申請理由につきましては、果樹園を営む中、息子に仕事の全てを任せることができるようになったため、贈与することにしたということであります。譲受人は、大きな責任を感じるが、プレッシャーに負けないよう頑張りたいと話しておりました。

機械、技術等においても問題はなく、許可相当と見てまいりましたので、よろしく御審議くださいますようお願いいたします。以上。

○議長（永田良夫君） 11番。

○11番（鶴田英樹君） 調査番号9番について、調査の結果を報告いたします。

6月21日に、指名調査委員2名と譲受人立会いの下、現地を調査してまいりました。

場所は、JA常陸友部花卉センターを東側に100メートル、北側に200メートル入った土地の奥側になります。申請人、申請地等については、議案書のとおりであります。

譲渡人申請理由は、現在農業をしておらず、今後もすることがないため、申請地も道がなく作業ができないため、申請地に隣接する土地を所有する譲受人に贈与したいとのことです。譲受人も、譲渡人の要望に応えたいとのことです。

贈与後は水稻を作付したいとのことですが、長年耕作していない土地のため、開墾状況によっては、現在主に栽培している花木を作付するとのことです。関係書類についても完備されており、許可相当と判断されますので、よろしく御審議ください。以上です。

○議長（永田良夫君） 御苦労さまでした。

番号の10について、議席番号17番、18番委員より調査報告を願います。

○18番（田山悦子君） 番号10につきまして、調査の結果を御報告いたします。

6月24日に、指名調査委員2名と代理人立会いの下、現地を調査してまいりました。申請人、申請地、申請目的等につきましては、議案書に記載のとおりです。

申請地は、柿橋グラウンドの北側150メートルほどのところになります。申請の事由は、公売での買受けにより、農業の経営規模を拡大するためとしております。経営に見合った農機具類、労働力等につきましては、令和4年3月の総会での買受適格証明のものと同様で変更はございません。よって、許可相当と判断されますので、御審議くださいますようお願いいたします。以上でございます。

○議長（永田良夫君） 御苦労さまでした。

番号の11について、議席番号2番、9番委員より調査報告を願います。

○9番（國谷博隆君） 6月25日9時半より、指名調査委員及び譲渡人、譲受人立会いの下、現地調査をしてまいりました。申請人、申請地、申請目的等については議案書のとおりでございます。

申請場所は、小原神社の交差点から内原の三軒屋のほうへ500メートルぐらい行った左側の水田です。京ヶ入という池がありますが、その下の水田と、それからもう一件は、逆に右側に行った畑で、基盤整備してあります。どちらも農地中間管理事業を通じて、譲受人が既に耕作しております。譲渡人は、高齢により耕作が困難なため、譲受人は規模拡大をしたいとのことでした。

譲受人は、労働力、機械等もそろっており、何ら問題ないと見てまいりました。以上でございます。

○議長（永田良夫君） 御苦労さまでした。

番号の12について、議席番号6番、12番委員より調査報告を願います。

○6番（柳橋 泰君） 番号12につきまして、調査の結果を説明いたします。

6月24日、調査委員と推進委員の3名により、譲渡人の代理人を兼ねた譲受人立会いの上、現地を調査してきました。申請人、申請地等については、議案書に記載のとおりです。

申請地は、国道355号線の上郷入り口交差点信号を笠間寄りに250メートルほど進んだところを右折して、すぐのところでした。譲受人の申請事由は、譲渡人からの要望により、経営規模の拡大を図るため、譲り受けることにしたというものです。譲渡人の申請事由は、管理が困難なためというものです。取得後の申請地の利用計画は、水稻を作付する計画です。

この申請については、耕作を目的とした贈与による所有権移転であり、機械、労働力、技術等についても適正と認められます。関係書類についても完備しており、許可相当と判断されますので、よろしく御審議くださいますようお願いいたします。以上です。

○議長（永田良夫君） 御苦労さまでした。

番号の13、14について、議席番号14番、15番委員より調査報告を願います。

○15番（込山祐一君） 番号13、14につきまして、調査の結果を報告いたします。

まず、番号13について、調査の結果を説明させていただきます。

6月25日8時40分より、指名調査委員2名と代理人立会いの上、調査をしてまいりました。申請人、申請地等については、議案書に記載のとおりです。

申請地は、下押辺公民館から東へ150メートルほど行った右側にありました。譲受人の申請事由は、農業経営規模拡大を図るため、譲受人の会社から約300メートルのところにあるため、利便性があるためです。譲渡人の申請事由は、現在1人で農業を営んでいますが、思うように手が回らず荒らしてしまうことになるため、売買するとのことでした。取得後の申請地の利用計画は、サツマイモを作付する予定で、一部作付してありました。

この申請は、耕作を目的とした所有権の移転であり、ただ、隣接地の境界杭が確認されなかったため再度確認することとしましたが、昨日までに確認されたということで連絡がありましたので、許可相当と判断されますので、よろしく御審議くださいますようお願いいたします。

続きまして、番号14につきまして、調査の結果を説明いたします。

6月25日9時より、指名調査委員2名と代理人立会いの上、調査をしてまいりました。申請人、申請地等については、議案書に記載のとおりです。

申請地は、常磐道岩間インター入り口からの信号を小美玉方面へ500メートルほど行った右側の畑です。譲受人の申請事由は、苗木の育成を業としており、育成畑が不足しているためです。譲渡人の申請事由は、耕作するのが困難なため、農地を手放したいとのことでした。取得後の申請地の利用計画は、ツツジの苗を作付する予定です。

この申請につきましても、耕作を目的とした所有権の移転であり、労働力、技術等についても適正と認められます。関係書類についても完備しており、許可相当と判断されますので、よろしく御審議くださいますようお願いいたします。以上です。

○議長（永田良夫君） 御苦労さまでした。

ここで、事務局から補足説明願います。

○農業委員会事務局長（福嶋 猛君） 番号の1から14につきましては、第3条の許可ができない場合を示した農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。

以上でございます。

○議長（永田良夫君） 担当委員の調査報告が終わりました。

議案第1号については、農業委員会等に関する法律第31条第1項の規定による議事参与の制限を受ける案件が2件ありますので、当該案件を分離して先に審議いたします。

まず、議案第1号、番号3について審議いたします。

審議が終了するまでの間、1番壇 博光委員、退場をお願いします。

暫時休憩といたします。

午後2時07分休憩

午後2時08分再開

○議長（永田良夫君） 休憩を解き、会議を再開いたします。

お諮りいたします。

ただいまの報告について、何か御意見ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永田良夫君） 直ちに、お諮りいたします。

議案第1号、番号の3について、原案どおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永田良夫君） 異議なしと認め、議案第1号の番号の3は原案どおり決定されました。

それでは、1番埴 博光委員が入場しますので、暫時休憩といたします。

午後2時08分休憩

午後2時08分再開

○議長（永田良夫君） 休憩を解き、会議を再開いたします。

次に、議案第1号、番号の12について審議をいたします。

審議が終了するまでの間、4番石川 馨委員、退場をお願いいたします。

暫時休憩といたします。

午後2時09分休憩

午後2時09分再開

○議長（永田良夫君） 休憩を解き、会議を再開いたします。

お諮りいたします。

ただいまの報告について、何か御意見ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永田良夫君） 直ちに、お諮りいたします。

議案第1号、番号の12について、原案どおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永田良夫君） 異議なしと認め、議案第1号の番号12は原案どおり決定されました。

それでは、4番石川 馨委員が入場しますので、暫時休憩といたします。

午後2時09分休憩

午後 2 時 1 0 分再開

○議長（永田良夫君） 休憩を解き、会議を再開いたします。

次に、ただいま分離して審議した議案第 1 号の 2 件を除く 12 件について審議をいたします。

お諮りいたします。

ただいまの報告について、何か御意見ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永田良夫君） 直ちに、お諮りいたします。

ただいま分離して審議した議案第 1 号の 2 件を除く 12 件について、原案どおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永田良夫君） 異議なしと認め、ただいま分離して審議した議案第 1 号の 2 件を除く 12 件について、原案どおり決定されました。

議案第 2 号 農地法第 4 条の規定による許可申請について

○議長（永田良夫君） 日程第 8、議案第 2 号 農地法第 4 条の規定による許可申請についてを議題といたします。

番号の 1 について、議席番号 17 番、18 番委員より調査報告を願います。

○18 番（田山悦子君） 番号 1 につきまして、調査の結果を御報告いたします。

6 月 24 日に、指名調査委員 2 名と申請人及び代理人立会いの下、現地を調査してまいりました。申請人、申請地、申請目的等につきましては、議案書に記載のとおりです。

申請地は、J A 常陸ライスセンターから西へ 150 メートルほど進んだ右手になります。申請の事由は、生活上の利便性から、自宅に隣接して 12 平米ほどの物置を建ててしまったというものです。

隣接状況ですが、東側が宅地、南側が申請人所有の宅地で、西側、北側が畑となっておりますが、日照、通風等、耕作地への影響はないものと見てまいりました。取水、排水設備は設置しておりません。

なお、この申請は 4 条の追認案件であり、令和 4 年 5 月 29 日付で始末書が提出されております。

このほか関係書類についても完備されており、許可相当と判断されますので、御審議くださいますようよろしくお願いいたします。以上でございます。

○議長（永田良夫君） 御苦労さまでした。

番号の 2 について、議席番号 2 番、9 番委員より調査報告を願います。

○2番（高野尚夫君） 番号2について、調査の結果を報告いたします。

6月25日午前10時30分より、指名調査委員2名と代理人立会いの上、申請地を調査してまいりました。申請人、申請地、転用目的等については、議案書に記載のとおりです。

申請地は、友部駅北口を北へ300メートルくらい行き、右折して50メートルくらいのところにありました。申請人転用理由は、耕作できなくなった土地の有効利用です。

隣接地への日照、通風、耕作等、影響はありません。隣接状況は、東側は畑、南側は畑、西側は畑と宅地、北側は道路です。関係書類についても完備しており、転用することに間違いありませんので、許可相当と判断しますので、よろしく御審議くださいますようお願いいたします。

○議長（永田良夫君） 御苦労さまでした。

番号の3について、議席番号3番、13番委員より調査報告を願います。

○13番（山口忠栄君） 調査番号3番につきまして、調査結果を御報告いたします。

6月25日に、指名調査委員と申請人の代理人の行政書士立会いの上、現地調査を行いました。

申請地は、国道355号線を石岡方面に向かい、にしぼり整形病院の手前の丁字路を右に曲がり、100メートルくらい行ったところの右側の土地でございます。申請人の事由は、7戸の賃貸集合住宅を建設するためであります。

取水は公共水道、雑排水については公共下水道。計画面積については、形状、配置等から判断し、必要最小限の面積と考えます。雨水については、敷地内ます処理であります。隣接地への日照、通風、騒音については、ないと見てまいりました。

以上の調査結果から、転用することに間違いありませんので、許可相当と判断しますので、よろしく御審議くださいますようお願いいたします。以上です。

○議長（永田良夫君） 御苦労さまでした。

ここで、事務局より農地区分等について説明願います。

○農業委員会事務局長（福嶋 猛君） 事務局から、立地基準である農地区分について御説明いたします。

番号の3につきましては、用途地域内の農地であるため、第三種農地と判断されます。

その他につきましては、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地という理由から、第二種農地と判断されます。

農地区分については、以上でございます。

○議長（永田良夫君） 担当委員の調査報告が終わりました。

お諮りいたします。

ただいまの担当委員の報告について、何か御意見ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永田良夫君） 直ちに、お諮りいたします。

議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について、原案どおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永田良夫君） 異議なしと認め、議案第2号は原案どおり決定されました。

議案第3号 農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更申請について

○議長（永田良夫君） 日程第9、議案第3号 農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更申請についてを議題といたします。

番号の1、2について、議席番号17番、18番委員より調査報告を願います。

○18番（田山悦子君） 番号1、番号2につきましては、関連しておりますので、一括して調査の結果を御報告いたします。

6月24日に、指名調査委員2名と承継者2名立会いの下、現地を調査してまいりました。申請人、申請地、申請目的等につきましては、議案書に記載のとおりです。

申請地は、旭崎新農村集落センターの南側に隣接したところになります。計画変更の事由は、当初の計画において令和3年9月6日付で許可を受けていたものですが、2社の建て売り業者から土地購入の要望があり、事業を承継することで進捗が期待されるためとしております。

なお、本件につきましては、事業が2社に承継されるものの、区画数、区画割に変更はなく、既に整備済みであり、建築条件付売買予定地から建て売り住宅に変更するもので、関係書類につきましても完備されており、許可相当と判断されますので、御審議くださいますようお願いいたします。以上でございます。

○議長（永田良夫君） 御苦労さまでした。

担当委員の調査報告が終わりました。

お諮りいたします。

ただいまの担当委員の報告について、何か御意見ございますか。

○6番（柳橋 泰君） すみません、質問。

○議長（永田良夫君） はい。

○6番（柳橋 泰君） 6番。ちょっと確認させていただきたいんですが、面積の関係なんですけれども、これ、489平米、4,815平米で、それぞれ1,200、あとは3,000ということで、二つの別の業者が受けるんですけれども、合わせると元の面積にならないんですね。そうすると、こういう場合、どうなっちゃうのかというか、その辺、宙ぶらりんになっちゃうような感じがするんですけれども、その辺のちょっと確認です。

○農業委員会事務局長（福嶋 猛君） では、事務局からです。

この場所については、開発行為の許可も取っております、その他の面積につきまし

ては、この議案書の下に、道路、公園、ごみ集積場ということで、もう既に整備が終わっていて、それらについては笠間市へ帰属される公共施設分が含まれております。

その分については、当初事業者が整備して笠間市に帰属するという事で開発の許可を取っておりまして、それが先ほど委員から説明があったように、そこについてはもう整備が終わっていたということで、それはそのまま事業を承継する前の開発許可を受けた者が帰属すると。それ以外、実際に売買する宅地部分、それだけをそれぞれの事業者が承継をするということになっております。

以上でございます。

○6番（柳橋 泰君） 分かりました。了解しました。

○議長（永田良夫君） そのほかございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永田良夫君） 直ちに、お諮りいたします。

議案第3号 農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更申請について、原案どおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永田良夫君） 異議なしと認め、議案第3号は原案どおり決定されました。

議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請について

○議長（永田良夫君） 日程第10、議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請についてを議題といたします。

番号の1から4について、議席番号5番、8番委員より調査報告を願います。

○5番（伊藤孝洋君） 調査番号1番につきまして、調査の結果を報告いたします。

申請地、申請人及び申請内容については、議案書のとおりであります。

去る6月25日9時30分に、指名調査委員と、譲受人は、つくばのほうで遠方であるため、またコロナのために電話にて確認をし、譲渡人については、都合がつかず、これも電話で説明を受けまして、確認をいたしてきました。

申請地は、笠間自動車学校の西側の道路反対側の田んぼのところであります。譲受人の理由としましては、太陽光発電に参加をし、会社の収益を上げたいとのことであります。また、譲渡人については、状況の悪い狭い水田であり、作業も困難なため、要望に応じて貸すということであります。

雨水は敷地内浸透であります。日照、通風等に対しては問題ありません。また、防草対策については、防草シート等で行うということであります。

権利関係については賃貸借ということでありますので、その結果、許可相当と判断しますので、よろしく御審議くださいますようお願いをいたします。

続きまして、調査番号2番につきまして、調査の結果を報告いたします。

申請地、申請人、申請内容につきましては、議案書のとおりであります。

去る6月25日8時45分頃より、調査委員と譲受人立会いの下、調査をまいりました。譲渡人につきましては、遠方のため、電話にて確認をいたしております。

現地は、笠間のセイブストアの裏側の通り、笠間駅に向かう通りの一本裏側の狭い道路の一角であります。申請人のおじが所有した土地であり、周りの環境もよく、笠間駅に近いということでもあります。譲渡人は、要望に応えるということでもあります。

取水は公共水道、雑排水は公共下水道。計画については、必要最小限の面積と考えられます。その他、雨水は敷地内自然浸透、隣接地の日照の影響はありません。また、近隣の通風の影響もありません。

場所については、東側が畑、南側が市道、西側が畑、北側が畑ということでもあります。権利関係につきましては、使用貸借ということであり、間違いありませんので許可相当と判断いたしますので、よろしく御審議くださいますようお願いいたします。

続きまして、調査番号3につきまして、調査結果を御報告いたします。

去る6月26日8時30分より、調査委員と譲渡人立会いの下、現地を調査してきました。譲受人は、遠方のため、またコロナの状況により、電話にて確認を取っております。また、申請地、申請人及び申請内容については、申請書のとおりであります。

申請地は、笠間石井郵便局より南側に細い道路を入ったところで、周りは住宅地とソーラーパネルがかなり多くあります。譲受人は、太陽光発電事業を全国的に展開しており、笠間でもそれを実施したいということでもあります。また、譲渡人については、以前、農地中間管理機構を通して借りる人を探していただきましたが、借りる人もなく、自力では耕作も困難なため、売買するということでもあります。

設置については、雨水は敷地内自然浸透、その他日照、通風の影響は特にありません。防草対策については、定期的な除草をするということでもあります。権利関係については売買ということでもあります。その他許可相当と判断されますので、御審議よろしくをお願いいたします。

調査番号4番につきまして、調査の結果を御報告いたします。

去る6月25日7時45分頃より、指名調査委員と現地を調査してまいりました。譲渡人、譲受人、双方とも、電話での確認ということでありました。

場所は、イオン笠間店の西側で、旧青山がありました裏側の向かい側の土地であります。譲受人は借家住まいをしていましたが、手狭になり、一戸建てを考えておりましたが、親の土地でもあり、借りることになり、この申請に至ったということでもあります。譲渡人は、子供にせがまれ、使用貸借するというにしたいということでもあります。

取水は公共水道、雑排水は公共下水道、雨水は敷地内浸透、その他日照、通風の影響、騒音等については、問題ないと見てきました。現地の場所は、東側が道路、南側が畑、西

側が宅地、北側が道路、以上であります。権利関係は、使用貸借するという間に間違いありません。

よって、以上の調査結果から許可相当と判断されますので、よろしく御審議くださいますようお願いいたします。

以上、報告終わります。

○議長（永田良夫君） 御苦労さまでした。

番号の5について、議席番号7番、16番委員より、調査報告を願います。

○7番（入江保夫君） 5番につきまして、調査結果を御報告いたします。

6月25日、指名調査委員全員と届出人、代理人の立会いの下、現地を調査してまいりました。申請場所及び譲受人、譲渡人は、議案書のとおりです。

現地場所は、J R水戸線稲田駅の南へ500メートル行った笠間市営稲田住宅の入り口の畑です。転用目的は自己住宅で、権利の移転内容は売買です。

隣接状況は、東側が県道、南側が宅地、北側が畑、西側が畑です。隣接地への影響は、特にないと判断されます。なお、取水は市水道本管への接続とし、排水は浸透ますを設けて、宅地内の浸透とします。

以上が現地確認内容です。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（永田良夫君） 御苦労さまでした。

番号の6、7について、議席番号2番、9番委員より調査報告を願います。

○2番（高野尚夫君） 番号6と7について、御説明いたします。

まず、番号6について、調査の結果を報告いたします。

6月25日午前11時より、指名調査委員2名と代理人立会いの上、申請地を調査してまいりました。申請人、申請地等については、議案書に記載のとおりです。

申請地は、北山公園入り口信号を友部駅方向へ100メートル向かい、左側にありました。原因は、使用貸借による権利の移転です。なお、この土地に対しては始末書が添付されております。

譲受人の申請理由は、利益性がよいので、アパートを建設するということです。譲渡人は、譲受人の要望に応じるということです。

隣接地の日照、通風、耕作等への影響はありません。隣接状況は、東側は畑、南側は水路、西側は市道、北側は市道です。取水計画は市上水道より、排水計画は公共下水道へ、雨水は敷地内に浸透ますを設置するということです。関係書類も完備しており、許可相当と判断いたしますので、よろしく御審議くださいますようお願いいたします。

続きまして、番号7について、調査の結果を報告いたします。

6月25日午前10時30分より、指名調査委員2名と代理人立会いの上、申請地を調査してまいりました。申請人、申請地等については、議案書に記載のとおりです。

申請地は、友部駅北口を北へ300メートル行って、右折して50メートルのところにあります。

した。原因は、売買による所有権の移転です。譲受人の申請理由は、申請地を進入路、駐車場用地として購入するということです。譲渡人は、譲受人の要望に応じるということです。

隣接地への日照、通風、耕作等への影響はありません。隣接状況は、東側は畑、南側は畑、西側は宅地、北側は道路です。取水計画は市上水道より、排水計画は市公共下水道です。雨水は敷地内浸透です。関係書類も完備しており、許可相当と判断いたしますので、よろしく御審議くださいますようお願いいたします。

○議長（永田良夫君） 御苦労さまでした。

番号の8から10について、議席番号17番、18番委員より調査報告を願います。

○17番（佐藤清章君） 番号8番、9番、10番について、調査の結果を報告いたします。

まず、番号8番について、調査の結果を報告いたします。

6月24日に、指名調査委員2名と代理人で現地を調査してまいりました。申請人、申請地、申請目的等については、議案書に記載のとおりです。

申請地は、県道友部内原線を水戸に向かい、ひたち野ゴルフセンター手前を左折し、150メートル入った左側でございます。譲受人の申請理由は、現在の居住地が手狭であり、物置を建築したいとしております。譲渡人の理由は、相手の要望により贈与するとしております。

隣接地への影響は、南側、西側、北側が畑、東側が申請者宅となっており、申請地には大きな建物は建築しないため、隣接地への日照、通風、耕作地への影響はないものと見てまいりました。給水については、取水の計画はありません。排水については、物置なので発生しません。雨水は敷地内浸透処理です。

なお、申請地を一部庭園として利用していたため、始末書も添付してございます。このほか関係書類についても完備されております。

続きまして、番号9番について、調査の結果を報告いたします。

6月24日に、指名調査委員2名と代理人で現地を調査してまいりました。申請人、申請地、申請目的等については、議案書に記載のとおりでございます。

申請地は、県道友部内原線を水戸に向かい、泉川歯科のところの信号を左折し、150メートル入った左側でございます。譲受人の申請理由は、現在借家で生活しているが、今後家族が増えることを考慮して、父より土地を譲り受け、自己用住宅を持ちたいとしております。譲渡人の理由は、譲受人の希望により贈与するとしております。

隣接地への影響は、東側、西側、北側が公衆用道路、南側が譲渡人所有の畑となっており、また、建物は平屋のため、隣接地への日照、通風等、耕作地への影響はないものと見てまいりました。給水については上水道、排水については、汚水は集落排水、雨水は敷地内浸透処理です。このほか関係書類についても完備されております。

続きまして、番号10番について、調査の結果を報告いたします。

6月24日に、指名調査委員2名と代理人で現地を調査してまいりました。申請人、申請地、申請目的等については、議案書に記載のとおりでございます。

申請地は、しまむら友部店より、水田北側の道路を東へ200メートルほど行った左側でございます。譲受人の申請理由は、住宅地としてニーズがあるためとしております。譲渡人の理由は、農地として使用する後継者がいないためとしております。

隣接地への影響は、東側、西側が住宅、南側が公衆用道路、北側が休耕中の畑となっており、また、畑の所有者には説明済みとのことです。隣接地への日照、通風等、耕作地への影響はないものと見てまいりました。給水については上水道、排水については、汚水は合併浄化槽宅内処理、雨水は敷地内浸透処理です。このほか関係書類についても完備されており、許可相当と判断されますので、3件ともよろしく御審議くださいますようお願いいたします。以上です。

○議長（永田良夫君） 御苦労さまでした。

番号の11について、議席番号6番、12番委員より調査報告を願います。

○6番（柳橋 泰君） 番号11につきまして、調査の結果を説明いたします。

6月24日、調査委員と推進委員の3名により、譲渡人の代理人を兼ねた譲受人の営業担当者立会いの上、現地を調査してきました。申請人、申請地等については、議案書に記載のとおりで、権利関係は売買です。

申請地は、国道355号線の上郷入り口信号交差点を長沢方面に約1,400メートル進み、右折して北に600メートルほど進んだ右側のところで、シノや竹が生い茂った土地です。譲受人の申請事由は、脱炭素社会へ向けての事業として、再エネ普及のため土地の確保に努めたところ、譲受人の意向と合致したためというものです。茨城県内の各所で、既に太陽光発電を設置しているとのことです。譲渡人の申請事由は、後継者もなく、手入りに手間と費用もかかり、役に立つならと譲ることを考えたというものです。

太陽光施設の設置に当たっては、抜根整地し、場合によっては公共事業で発生する残土で盛土し、また周囲をフェンスで囲み、雨水については敷地内自然浸透処理する計画です。隣接水路への影響はありません。

東側は水路と山林、南側は休耕田と畑、西側は道路、北側は雑種地と山林で、周辺への影響はないものと見てまいりました。資金は自己資金によるものです。そのほか関係書類についても完備しており、許可相当と判断されますので、よろしく御審議くださいますようお願いいたします。以上です。

○議長（永田良夫君） 御苦労さまでした。

番号の12について、議席番号3番、13番委員より調査報告を願います。

○3番（青木勝照君） 調査番号12番について、調査結果を報告いたします。

6月25日、指名調査委員2名と代理人立会いの上、現地調査を行いました。

申請地は、県道茨城岩間線の日吉町東信号機の先にあるアタゴモータース付近を左折し、

80メートルぐらい行ったところにある休耕している畑です。譲受人の転用目的は、自己用住宅建設のためです。譲渡人は、譲受人の希望に応じるとのことです。

確実性についてですが、取水は公共下水道を使用し、雑排水は合併浄化槽を使用します。資金計画から、実現性は確実と認められます。事業計画から見て、必要性も認められると考えます。計画面積は、形状、配置等から判断し、必要最小限の面積と考えます。

付近の農地等への影響ですが、雨水は敷地内ます処理です。隣接地への日照、通風、騒音の影響はありません。切土、盛土はしません。権利関係は、売買することに間違いありません。

よって、以上の調査結果から許可相当と判断いたしますので、よろしく御審議くださいますようお願いいたします。以上です。

○議長（永田良夫君） 御苦労さまでした。

番号の13から17について、議席番号14番、15番委員より調査報告を願います。

○14番（小沼 祐君） 番号13について、調査結果報告をいたします。

6月24日に、指名調査委員2名と代理人立会いの上で、現地調査を行いました。申請人、申請地、申請目的については、議案書に記載のとおりです。

申請地は、常陸農協直売所「土からのたより」から北へ100メートル行き、左折し50メートル右に入ったところですが。譲受人の理由は、譲渡人の娘さんと結婚するために、自宅を持ちたいということで建てるものです。

隣接地は、譲渡人の畑で西側、北側、東側が畑、南側が市道です。給水については上水道、排水については公共下水道を、雨水については敷地内浸透処理です。このほか関係書類についても完備されており、許可相当と判断されますので、よろしく御審議くださるようお願いいたします。以上です。

番号14番について、現地調査報告をいたします。

6月24日に、指名調査委員2名と代理人立会いの上で、現地調査を行いました。申請人、申請地につきまして、議案書に記載のとおりです。

申請地は、常磐道岩間インターから南へ200メートル左に入ったところですが。譲受人の申請理由は、脱炭素社会へ向けての事業として、再エネルギー普及のため土地の確保に努めたところ、譲渡人が手放したいということで合意したものです。譲渡人は、後継者もなく、手間と費用がかかるので、役に立ててもらえるなら譲りたいということです。

隣接地は、東側は水田、南側は畑、西側は道路、北側は畑ですので、影響はないと思われます。そのほか、近くにも太陽光発電施設がつくられております。このほかの関係書類についても完備されており、許可相当と判断されますので、よろしく御審議くださるようお願いいたします。以上です。

番号15番について、調査報告をいたします。

6月25日、指名調査委員2名、推進委員1名、代理人立会いの上で、現地調査を行いまし

た。申請人、申請地につきましては、議案書に記載のとおりです。

申請地につきましては、常磐道岩間インターから西へ500メートル行き、左に曲がり、500メートル先の左側です。譲受人の理由は、自宅を建築しましたが、一部申請漏れが起きたので、その修正のために申請しました。始末書も添付されております。

隣接地への影響はございません。隣接地は、東側は畑、南側は畑、西側に父親の住宅、北側は山林です。取水は公共水道で、排水は、汚水、雑排水は浄化槽による敷地内処理です。このほか関係書類についても完備されており、許可相当と判断されますので、御審議くださるようお願い申し上げます。

番号16番について、調査報告をいたします。

6月24日に、指名調査委員2名と代理人立会いの上、現地調査を行いました。申請人、申請地については、議案書に記載のとおりです。

申請地は、笠間市立岩間第二小学校を東へ500メートル行き、左へ曲がり、50メートル中に入ったところですが。譲受人の申請理由といたしましては、脱炭素社会に向けての事業として、再エネルギー普及のための土地確保に努めているところ、譲受人の意向に合致したためです。譲渡人は、後継者もなく、手入に手間と費用がかかるので、役に立つならと譲ることにしたということです。

隣接状況については、西側が畑、北側が畑、東側が畑、南側に原野があるところですが。なので、影響はないと思われまます。このほか関係書類についても完備されており、許可相当と判断されますので、よろしく御審議くださるようお願いいたします。

番号17番について、調査報告をいたします。

6月25日に、指名調査委員2名、推進委員1名、代理人、受渡人2名が立会いの上で、現地調査を行いました。申請人、申請地につきましては、議案書に記載のとおりです。

申請地は、常磐道岩間インターから東へ500メートル行き、信号を左に曲がり、200メートル先を右に曲がり、200メートル行った左側のところですが。譲受人の申請理由につきましては、静岡県御殿場のほうで操業していましたが、北関東エリアの顧客が増えたため、増加傾向にあるので、需要に対応するために事業を拡大したいということです。譲受人は、もともと売買できる土地を探していたので、これに合致したと思われまます。

隣接地は、東側は山林、南側は市道、西側に住宅地、北側に山林があります。取水は上水道を引き込み、生活排水は浄化槽で処理し、市道の側溝へ排水、雨水は調整池へ行きます。このほかの書類についても完備されており、許可相当と判断されますので、御審議くださるようお願い申し上げます。以上です。

○議長（永田良夫君） 御苦労さまでした。

ここで、事務局より農地区分等について説明願います。

○農業委員会事務局長（福嶋 猛君） 事務局から、立地基準である農地区分について御説明いたします。

番号の6、15につきましては、おおむね10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内であるため、第一種農地と判断されます。

番号の2、4、12、14につきましては、用途地域内の農地であるため、第三種農地と判断されます。

その他につきましては、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地という理由から、第二種農地と判断されます。

農地区分については、以上でございます。

○議長（永田良夫君） 担当委員の調査報告が終わりました。

お諮りいたします。

ただいまの担当委員の報告について、何か御意見ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永田良夫君） 直ちに、お諮りいたします。

議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請について、原案どおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永田良夫君） 異議なしと認め、議案第4号は原案どおり決定されました。

議案第5号 非農地証明願について

○議長（永田良夫君） 日程第11、議案第5号 非農地証明願についてを議題といたします。

番号の1について、議席番号4番、11番委員より調査報告を願います。

○11番（鶴田英樹君） 調査番号1番について、調査の結果を報告いたします。

6月21日、指名調査委員2名と申請人、代理人立会いの下、現地を調査してまいりました。

場所は、笠間市環境センターを西側に200メートル、丁字路を南側に100メートル、北関東自動車道の隧道を抜けた20メートルぐらい行ったところです。申請地、申請人は、議案書記載のとおりであります。

現況は、二十数年前から耕作していないため、雑木が生い茂っている状況です。南側に隣接する土地も同様で、農地として利用するのは困難な状況で、非農地と見てまいりました。関係書類も完備しており、許可相当と判断されますので、よろしく御審議くださるようお願い申し上げます。以上です。

○議長（永田良夫君） 御苦労さまでした。

番号の2について、議席番号6番、12番委員より調査報告を願います。

○6番（柳橋 泰君） 番号2につきまして、調査の結果を説明いたします。

6月24日、調査委員と推進委員の3名により、申請人の娘さんと申請代理人立会いの上、現地を調査してきました。申請人、申請地等については、議案書に記載のとおりです。

申請地は、岩間駅から直線距離で800メートル、国道355号線の上町交差点信号を50メートル石岡に進み、左斜めに300メートルほど入ったところの申請人自宅脇の土地です。

現況は、23年以上前より不耕作で、時々草刈りをしていたということですが、雑木及びススキ葉植物の生い茂った原野の状況を呈し、現地への原状回復が困難だと見てまいりました。また、申請人は高齢であります。

よって、非農地証明願のとおり、農地法第2条で定義する農地、いわゆる耕作の目的に供される土地には該当しないと判断いたします。御協議をよろしくお願いいたします。以上です。

○議長（永田良夫君） 御苦労さまでした。

担当委員の調査報告が終わりました。

お諮りいたします。

ただいまの担当委員の報告について、何か御意見ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永田良夫君） 直ちに、お諮りいたします。

議案第5号 非農地証明願について、原案どおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永田良夫君） 異議なしと認め、議案第5号は原案どおり決定されました。

議案第6号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項による農用地利用集積計画の決定について

○議長（永田良夫君） 日程第12、議案第6号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項による農用地利用集積計画の決定についてを議題といたします。

事務局より説明願います。

○農業委員会事務局長（福嶋 猛君） 議案第6号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項による農用地利用集積計画の決定について、御説明申し上げます。

議案書につきましては、16ページになります。

今回の農用地利用集積計画につきましては、新規では、田はございません、畑8筆2万8,963平方メートル、再設定では、田、畑ともございません。合計8筆2万8,963平方メートルの設定でございます。詳細につきましては、議案書17ページの農用地利用集積内訳を御覧いただき、御審議賜りますようお願いいたします。

なお、この農用地利用集積計画は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

説明については、以上でございます。

○議長（永田良夫君） 事務局の説明が終わりました。

お諮りいたします。

ただいまの説明について、何か御意見ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永田良夫君） 直ちに、お諮りいたします。

議案第6号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項による農用地利用集積計画の決定についてを、原案どおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永田良夫君） 異議なしと認め、議案第6号は原案どおり決定されました。

議案第7号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項による農用地利用集積計画（農地中間管理事業、一括方式）の決定について

○議長（永田良夫君） 日程第13、議案第7号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項による農用地利用集積計画（農地中間管理事業、一括方式）の決定についてを議題といたします。

事務局より説明願います。

○農業委員会事務局長（福嶋 猛君） 議案第7号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項による農用地利用集積計画（農地中間管理事業、一括方式）の決定について、御説明申し上げます。

議案書につきましては、18ページになります。

今回の農用地利用集積計画（農地中間管理事業、一括方式）につきましては、新規が田18筆3万5,118平方メートル、畑28筆3万5,333平方メートル、再設定は、田、畑ともございません。合計46筆7万451平方メートルの設定でございます。詳細につきましては、議案書19から21ページの農用地利用集積（農地中間管理事業、一括方式）の内訳を御覧いただき、御審議賜りますようお願いいたします。

なお、この農用地利用集積計画は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

説明については、以上でございます。

○議長（永田良夫君） 事務局の説明が終わりました。

議案第7号については、農業委員会等に関する法律第31条第1項の規定による議事参与の制限を受ける案件が4件ありますので、当該案件を分離して先に審議いたします。

まず、議案第7号、番号の1、2について審議いたします。

審議が終了するまでの間、2番高野尚夫委員、退場をお願いいたします。

暫時休憩といたします。

午後 3 時 0 2 分休憩

午後 3 時 0 3 分再開

○議長（永田良夫君） 休憩を解き、会議を再開いたします。

お諮りいたします。

ただいまの説明について、何か御意見ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永田良夫君） 直ちに、お諮りいたします。

議案第 7 号、番号の 1、2 について、原案どおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永田良夫君） 異議なしと認め、議案第 7 号の番号の 1、2 は、原案どおり決定されました。

それでは、2 番高野尚夫委員が入場しますので、暫時休憩といたします。

午後 3 時 0 3 分休憩

午後 3 時 0 3 分再開

○議長（永田良夫君） 休憩を解き、会議を再開いたします。

次に、議案第 7 号、番号 5 から 13 についてを審議いたします。

審議が終了するまでの間、8 番長谷川愛子委員、退場をお願いいたします。

暫時休憩といたします。

午後 3 時 0 4 分休憩

午後 3 時 0 4 分再開

○議長（永田良夫君） 休憩を解き、会議を再開いたします。

お諮りいたします。

ただいまの説明について、何か御意見ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永田良夫君） 直ちに、お諮りいたします。

議案第 7 号、番号の 5 から 13 について、原案どおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永田良夫君） 異議なしと認め、議案第 7 号の番号 5 から 13 は、原案どおり決定されました。

それでは、8 番長谷川愛子委員が入場しますので、暫時休憩といたします。

午後 3 時 0 4 分休憩

午後3時05分再開

- 議長（永田良夫君） 休憩を解き、会議を再開いたします。
次に、議案第7号、番号19から22について、審議いたします。
審議が終了するまでの間、16番大橋正義委員、退場をお願いいたします。
暫時休憩といたします。

午後3時05分休憩

午後3時05分再開

- 議長（永田良夫君） 休憩を解き、会議を再開いたします。
お諮りいたします。
ただいまの説明について、何か御意見ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（永田良夫君） 直ちに、お諮りいたします。
議案第7号、番号19から22について、原案どおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（永田良夫君） 異議なしと認め、議案第7号の番号19から22は、原案どおり決定
されました。

それでは、16番大橋正義委員が入場しますので、暫時休憩といたします。

午後3時06分休憩

午後3時06分再開

- 議長（永田良夫君） 休憩を解き、会議を再開いたします。
次に、議案第7号、番号44、45について、審議いたします。
審議が終了するまでの間、14番小沼 祐委員、退場をお願いいたします。
暫時休憩といたします。

午後3時06分休憩

午後3時07分再開

- 議長（永田良夫君） 休憩を解き、会議を再開いたします。
お諮りいたします。
ただいまの説明について、何か御意見ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（永田良夫君） 直ちに、お諮りいたします。
議案第7号、番号44、45について、原案どおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永田良夫君） 異議なしと認め、議案第7号の番号44、45は、原案どおり決定されました。

それでは、14番小沼 祐委員が入場しますので、暫時休憩といたします。

午後3時07分休憩

午後3時07分再開

○議長（永田良夫君） 休憩を解き、会議を再開いたします。

次に、ただいま分離して審議した議案第7号の17件を除く29件について審議をいたします。

お諮りいたします。

ただいまの説明について、何か御意見ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永田良夫君） 直ちに、お諮りいたします。

ただいま分離して審議した議案第7号の17件を除く29件について、原案どおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永田良夫君） 異議なしと認め、ただいま分離して審議した議案第7号の17件を除く29件について、原案どおり決定されました。

議案第8号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用配分計画案の意見聴取について

○議長（永田良夫君） 日程第14、議案第8号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用配分計画案の意見聴取についてを議題といたします。

事務局より説明願います。

○農業委員会事務局長（福嶋 猛君） 議案第8号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用配分計画案の意見聴取について、御説明申し上げます。

議案につきましては、22ページになります。

農地中間管理事業により公益社団法人茨城県農林振興公社から借り受ける土地は、新規は、田17筆2万9,087平方メートル、畑はございません。再設定、変更では、田、畑ともございません。合計17筆2万9,087平方メートルの設定でございます。詳細につきましては、議案書23ページの農用地利用配分計画案の内訳を御覧いただき、御審議賜りますようお願いいたします。

なお、この農用地利用集積計画は、農業経営基盤強化促進法第19条第3項の各要件を満たしていると考えます。

説明については、以上でございます。

○議長（永田良夫君） 事務局の説明が終わりました。

お諮りいたします。

ただいまの説明について、何か御意見ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永田良夫君） 直ちに、お諮りいたします。

議案第8号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用配分計画案の意見聴取についてを、原案どおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永田良夫君） 異議なしと認め、議案第8号は原案どおり決定されました。

閉会の宣言

○議長（永田良夫君） 以上で提出議案の審議は全て終了いたしました。

これにて令和4年第6回笠間市農業委員会定例総会を閉会といたします。

御苦労さまでした。

午後3時11分閉会

会議規則第15条の規定により署名する

議 長

7 番 委 員

8 番 委 員